

【幌延町商工業等振興促進事業】

町内の商工業活動の促進、消費者の利便性向上または従業員確保に係る費用の一部を助成することにより、商工業等の振興促進を図ります。

○補助対象事業

- ・営業上必要となる施設の新築、改修、取得及び設備備品の取得
- ・従業員を確保するための社宅、宿舍、寮などの改修

○補助要件

- ・町内で、事業を営む個人、法人、その他町長が認める方
- ・幌延商工会の会員または会員登録を予定していること
- ・公租公課に滞納がないこと
- ・事業費（消費税を除く）が200万円以上であること
- ・必要な資格等を有する者が施工すること 等

○補助金額

事業内容	工事施工等	補助対象経費（消費税を除く）に係る補助率	補助限度額
営業上必要となる施設の 新築、改修、取得 及び設備備品の取得	町内業者	50%以内	1,000万円
	町外業者	40%以内	800万円
従業員を確保するための 社宅、宿舍、寮 などの改修	町内業者	30%以内	200万円
	町外業者	25%以内	160万円

○活用例

- ・施設の改修工事（500万円）と設備備品（200万円）の購入を町内業者で行った場合
700万円（申請事業費）×20%＝140万円（設備備品の取得に係る補助対象経費の上限）
500万円（改修工事）＋140万円（設備備品）＝640万円（補助対象経費）
640万円×50%＝320万円（補助金額）

問合せ先：産業振興課 企画振興グループ 電話：5-1113 告知端末機：5-8814

チャイルドシートの購入補助・無料貸出

幌延町交通安全推進協議会では、個人でチャイルドシートを購入した方に対し、費用の一部を補助します。また、チャイルドシートを無料で貸し出します。

○購入補助について ※購入費の補助は乳幼児一人につき1台分とします。

補助対象者：幌延町に住所を有している乳幼児の保護者。

補助金額：チャイルドシートの税込購入価格の2分の1の額。

ただし、2分の1の額が2万円を超えるときは2万円とします。

補助金の交付方法：幌延町商工会が発行する商品券により交付します。

申請に必要なもの：①印鑑、②「領収書」の写し、③「品質保証書または安全基準に適合していることが確認できる書類」の写し



○無料貸出について

貸出期間：1年以内。ただし、幌延町交通安全推進協議会が必要があると認めた場合、3回までその期間を延長することができます。なお、町外に住所を有する乳幼児を車に乗せる必要がある祖父母等が利用する場合は、原則として30日以内とします。

貸出台数：一世帯当たり1台。ただし、幌延町交通安全推進協議会が必要があると認めた場合は、2台以上の貸出が可能です。

返却方法：チャイルドシートカバーをクリーニングに出し、袋に入れたまま返却してください。

申請に必要なもの：①印鑑、②「車検証」の写し、③「運転免許証」の写し

問合せ先：住民生活課 生活環境グループ 電話：5-1115（内線153）告知端末機：5-8812